

第1回石川県最低賃金専門部会での審議に伴う追加資料

石 川 労 働 局

政府の助成金の活用で中小企業が、どの程度最低賃金の引き上げによる経費をカバーできるか？

1 雇用調整助成金の活用

➡ 10月1日から最低賃金が引きあがったとしても、コロナ禍で売り上げが落ちている場合には、余剰となっている労働者を休ませて、引きあがった最低賃金もとに、賃金を支払った場合は、80から90%まで雇用調整助成金が支給できる（現状は12月まで）

※ 例

アルバイトを10人最低賃金で雇っている飲食店は、閉店しなくても、5人分のアルバイトを休業させて、時給861円（目安額で引きあがったことを想定）を基準に賃金100%支払っても、雇用調整金は80%（時給688円）から90%（時給774円）までは支給される

2 業務改善助成金の活用

➡ 10月1日から時給861円（目安額）で引きあがったことを想定した場合、最低賃金（時給833円）で労働させている場合、①申請書提出後、②9月30日までに時給を863円に引き上げ、③その後、生産性向上に繋がる設備投資をした場合、その設備投資の経費の80%（直近の売り上げは30%減の場合は90%）まで、助成される。
なお、助成額の上限は、時給の引き上げ人数と引上金額により差異がある

※ 例（賃金引き上げを行う人数と引上げ額により助成額の上限が異なる）

労働者1名が、最低賃金額であるために、9月30日より時給861円に引き上げ、同日に労働局に助成金申請をした後に、パソコン3台を30万円で新規購入した場合、直近の売り上げは30%減少している事業場ならば、27万円（経費の9割）は助成される。なお、時給の引き上げの経費は、30円×171時間（1日8時間のフルタイムの月平均時間）＝5,130円ほどであり、1年で61,520円になる。

したがって、30万円の最新のパソコンを3台新規購入しても、実質9万円（3万円＋6万円）程度で購入できる
なお、パソコンを新規購入する場合は、売上高が前年同月より30%以上減少している場合のみ。

(事業主の方へ)

令和3年5月から9月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合の支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに掲載している最新の様式**をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年7月31日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を9月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月～9月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※1・※2に該当する事業主の方へ

(※の注意事項)

※1 業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

【対象となる事業主】

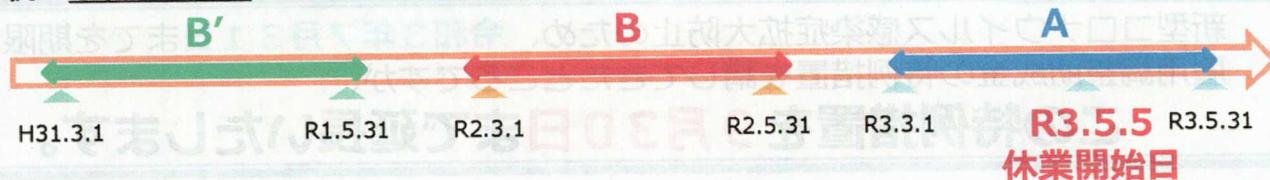
AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A : 判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B : Aの3ヶ月間の生産指標に対して、**前年同期**または**前々年同期**の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限る。)

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から9月末まで(※)の休業等(短時間休業を含む)

(※)中小企業は5月1日から9月末まで(4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。)

※2 地域に係る特例 (営業時間の短縮等に協力する事業主)

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短期間休業を含む)



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



業務改善助成金 Q&A

業務改善について

- 助成対象となる設備投資等

- 問 1 助成の対象となる設備投資等
- 問 2 導入機器の納品が交付決定前になる場合
- 問 3 設備投資等の内容と賃金引上対象者の業務が直接関連しない場合
- 問 4 相互の関連はない複数の設備投資等を行う場合
- 問 5 設備投資等を自社で施工、製造する場合
- 問 6 老朽化、破損した設備等の更新を行う場合
- 問 7 既に使用している機器等の増設を行う場合
- 問 8 設備投資等により、外注していた業務を自社で行うこととなった場合
- 問 9 一定の時季にのみ使用する機器を導入した場合
- 問 10 事業主が使用する機器を購入する場合
- 問 11 福祉車両（自動車）を導入する場合の、購入関連費用の取扱い
- 問 12 業務用高機能プリンターに付属するパソコン等を購入する場合
- 問 13 助成対象となるパソコンやタブレット端末について

- その他、助成対象となる費用

- 問 14 ホームページの作成、改修を行う場合
- 問 15 作業場のレイアウト変更を行う場合や、来客感知システムを導入する場合
- 問 16 人材育成・教育訓練を行う場合
- 問 17 労働者が、業務に必要なある資格取得を行う場合
- 問 18 外国人観光客等の接客のために外国語研修を行う場合
- 問 19 経営コンサルティングを利用する場合
- 問 20 リース料金、保守料金
- 問 21 事業完了日の定義
- 問 22 振込手数料

業務改善について

- 助成対象となる設備投資等

問1 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。

答 助成対象となるのは「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等ですが(要綱第3条)、その具体的な対象は要領別紙4に示されています(本資料の最終頁に添付)。

なお、生産性の向上や労働能率の増進に資する設備投資等であっても、助成対象外となるものもあることにご留意ください。

問2 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、助成を受けることはできますか。

答 設備投資等を行う、すなわち導入機器等の納品は、交付決定後でなければならず、交付決定前に納品された場合は助成を受けることはできませんので注意してください。

一方、申請後、交付決定前であっても、導入予定機器等を発注すること自体は差し支えありません。

なお、申請後、交付決定前に、導入予定機器等を販売業者等から無償で借り受け試験的に使用すること(いわゆるデモ機)は、設備投資等を行うことにはならず、交付決定後に当該機器等の購入契約を締結して正式に導入する場合は、助成を受けることができます。

問3 設備投資等の内容は、賃金引上計画の対象者と直接関連している必要がありますか。

答 本助成金における業務改善の目的は、企業の生産性向上等により、賃金の引き上げに際しての負担を軽減することです。そのため、賃金引上計画の対象者が従事する業務と、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等が行われる業務とが直接関連していなくても問題はありません。

問4 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

答 相互の関連はない複数の設備投資等であっても、それぞれが生産性の向上、労働能率の増進に資するものであれば、設備投資等の合計の額をもって申請し、各コースの上限額を限度として助成を受けることができます。

問5 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

答 原則として、自社で施工、製造するものは助成の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは助成対象となります。

ただし、この場合においても、原材料費について二者以上からの見積もりが必要となりますのでご注意ください。

問6 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

答 既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。

ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、助成対象となります。

問7 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。

答 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、助成対象となります。

問8 設備投資等を行うことにより、それまで外注していた業務を自社で行うことになりました。この場合も助成対象となりますか。

答 申請事業場内の一連の業務のうち一部外注していたものを、設備投資等を行うことにより、新たに自社で対応することとする場合は、一連の業務全体でみると、通常、生産性の向上、労働能率の増進に資すると考えられることから、助成対象となります。

問9 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

答 設備投資等については、使用する時季が限られるもの、常時使用するものではないものであっても助成対象となり得ます。

ただし、想定される使用頻度が極端に低いものについては、生産性の向上、労働能率の増進に資するとはいえず、要領別紙4の(注7)の又はに該当するものとして不交付決定されることがありますのでご注意ください。

問10 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。助成対象となりますか。

答 事業主が専ら使用する機械設備の導入であっても、事業主が労働者と同じように使用することにより、申請事業場の生産性向上が認められる場合は、助成対象となります。

問11 設備投資として、福祉車両(自動車)を導入します。車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。

答 自動車購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、検

査登録（届出）手続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

一方、対象とならないものは、検査登録（届出）手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両りサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等です。

なお、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても原則として対象外ですが、カーペットマット、サイドパイザー（ドアパイザー）等通常装備されるものについては助成対象となります。

（参考：乗用自動車や貨物自動車の購入について）

令和3年度限りの措置として、乗車定員11人以上の乗用自動車や貨物自動車（特種用途自動車を除く）については、コロナ禍により特に影響を受けた事業者（ ）であって、事業所内最低賃金を30円以上引き上げる場合に限り、助成対象となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標（生産量指標）の直近3か月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者（生産量要件に該当する特例事業者）

問 12 業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として助成対象となりますか。

答 例えば、プリント生地工場における布地印刷用のプリンター等の業務用高機能プリンターの導入において、当該プリンターの稼働に必要なパソコンのスペック、ハードディスクの容量等が、当該プリンター稼働の要求仕様となっており、事務作業用の汎用パソコン、ハードディスクでは対応できない場合に限り助成対象となり得ます。

問 13 助成対象となるパソコンやタブレット端末は具体的にどのようなものですか。

答 例えば、POSレジシステムを導入するために既存のタブレット端末では稼働せず、システムと一体となって使用する場合は助成対象となり得ます。

また、単なるパソコンの買い換えや、汎用タブレット端末等は原則として助成対象にはなりません。ただし、令和3年度限りの措置として、パソコン、スマートフォン、タブレット及びその周辺機器の新規購入については、コロナ禍により特に影響を受けた事業者（ ）であって、事業所内最低賃金を30円以上引き上げる場合に限り、助成対象となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標（生産量指標）の直近3か月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者（生産量要件に該当する特例事業者）

- その他、助成対象となる費用

問 14 ホームページの作成、改修については、助成対象となりますか。

答 一般的なホームページに見られる閲覧者からの質問、問い合わせを受ける機能を付加する改

修等は要領別紙4(注7)「広告宣伝費」に該当し助成対象とはなりません。ただし、ホームページ上で受発注及び決済の両方が可能となるもののほか、受注(顧客からの発注をホームページ上で受ける)機能のみを付加する改修等については助成対象となります。

問 15 作業場の無駄な動きを削減し、又は解消するためのレイアウト変更や来客感知システム等の導入等を行います。どのようなものであれば助成対象となりますか。

答 例えば、飲食店においては、調理場の改修、調理した料理を一時的に置く棚の設置、ホール側から直接棚の料理を取って配膳できるようにするカウンターの改修、洗い場に隣接した食器の一時保管棚の設置等により、労働者の移動等の時間が削減され作業が効率化する場合、あるいは、1階を資材等の保管スペースとしており、事務員等は2階で就労している事業場における1階玄関への来客感知システム(インターフォン、カメラ、モニター等が一体となったもの)の設置等により、事務員等が就労場所から離れずに来客に対応することができるようになる場合には助成対象となり得ます。

問 16 人材育成・教育訓練費はどのようなものが助成対象となりますか。

答 教育等の内容については、賃金引上げに効果的なものに限られており(要領別紙4の(注4))、そのような教育等を行うことができる団体等であれば助成対象となります。なお、例えば労働者の一般的教養を高めるためのセミナー等は対象となりません。

問 17 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は助成対象となりますか。

答 要領上、「事業を実施する上で必須となる資格の取得」にかかる費用は助成対象外とされていますが(別紙4の(注7)の)。飲食店における食品衛生責任者等)労働者が特定の業務に従事する上で必須又は有益となる資格(タクシー業における2種免許、建設業における各種重機の運転資格等)の取得費用は助成対象となります。

問 18 今後、増加が予想される外国人観光客を接客等するために、外国語の研修を行います。その費用は助成対象となりますか。

答 外国人観光客の接客等のための外国語の研修費用については、そうした客の増加を図り、売上げの増加等が期待できるものであれば、賃金引上げに効果的なものとして助成対象となります。

問 19 助成対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。

答 経営コンサルティングの実施者については、要領別紙4の(注5)に具体的に示されているほか、金融機関が行う経営相談に準じて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等

支援機関による経営コンサルティング経費についても助成対象となります。また、特定のコンサルティングを依頼する契約のほか、新たに継続的なコンサルティング契約(顧問契約)を締結する場合についても、当該年度内の経費については助成対象となります。

なお、経営コンサルティングを利用しようとする場合についても、原則として二者以上の見積もりが必要ですが、求めようとするコンサルティングの内容等から二者以上から見積書を取ることが困難な場合には、その旨を記載した理由書(様式任意)を提出し、一者見積もりでの妥当性について審査により認められることがあります。

問 20 リース料金、保守料金は助成対象となりますか。

答 リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、助成対象となる経費は、助成実施年度に支払われるものに限り、この場合、複数年分を助成実施年度に支払った場合は、助成実施年度を含め3年分が助成対象となります。

問 21 事業完了日はどのように定めたらよいでしょうか。

答 導入機器等の納品日、助成対象経費の支払完了日、賃金引上げ日(就業規則等の改正日)のいずれか遅い日となります。

なお、事業は年度末(3月31日)までに行う必要があります。

問 22 振込手数料は助成対象となりますか。

答 振込手数料は助成対象外です。

(Q & A に関する個所を抜粋)

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) 交付要領

(別紙 4)

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費 (外国旅費、日当、宿泊費を除く。)
借損料	器具機械借料及び損料、物品借料及び損料等の費用 (会場借料を除く。)
会議費	会議の費用 (会場借料、通信運搬費を含む。)
雑役務費	受講料等の費用 (試作・実験費、造作費を除く。)
印刷製本費	研修資料、マニュアル等の作成費用
原材料費	資材購入の費用
機械装置等購入費	機器・設備類 (特種用途自動車以外の自動車、パソコン (タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器を含む。) は除く。) の購入、製作又は改良の費用
造作費	機械装置据付等の費用
人材育成・教育訓練費	外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講費 (賃上げに効果的なものに限る。)
経営コンサルティング経費	外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用 (人員削減、労働条件の引下げを内容とするものは除く。)
委託費	調査会社、システム開発会社等への委託費用 (就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備は除く。)

(注 1) 「謝金」は、外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修等に対するものとする。なお、助成対象経費の上限は、1時間当たり10万円までとし、回数は1回まで、1回当たり3時間までとする。

(注 2) 「旅費」は、原則として公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費とする。なお、グリーン車、ビジネスクラス等の割増運賃は助成対象外となる。

(注 3) 「機械装置等購入費」の欄「特種用途自動車」とは、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるもの及びこれに準ずると考えられるもの (福祉車両等) をいう。

なお、「パソコン (タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器) 」であっても、例えば、POSシステム、会計給与システム等、特定業務専用のシステムを稼働させるための目的で導入することが明らかである場合は助成対象とする場合がある。

(注4)「人材育成・教育訓練費」は、申請者の業務内容に関連し、労働者の賃金引上げに効果的と認められるものを助成対象とする。なお、助成対象経費の上限は、30万円とする。

(注5)「経営コンサルティング経費」は、人員削減や労働条件の引下げを内容とするものは、助成対象外とする。なお、助成対象となる経営コンサルティングは、中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランニング技能士(1級又は2級に限る)等の経営コンサルティングに資する国家資格を有し、常態として経営コンサルティングを業とする者が実施したコンサルティング又は金融機関が行う経営相談に限る。

(注6)リース・ローン契約、ライセンス契約、保守契約等、費用の支出が、交付要綱第6条の決定の属する会計年度以外の年度にも支出される場合は、当該会計年度の支出に限る。

なお、助成対象経費の上限は、契約時から3年分までのものとする。

(注7)その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

単なる経費削減を目的とした経費(例)LED電球への交換等)

不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費

(例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)

通常の事業活動に伴う経費(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)

法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費

交付決定日以前に導入又は実施した経費

申請事業場の生産性向上、労働能率の増進が認められないと所轄労働局長が判断したもの

経費の算出が適正でないとして所轄労働局長が判断したもの

その他、社会通念上助成が適当でないとして所轄労働局長が判断したもの

(注8)別紙3の1(2)生産量要件に該当する場合は、経費区分のうち、機械装置等購入費の内容を以下のとおり読み替える(ただし、交付要綱別表第1の申請コース区分において、30円以上のコース区分に該当する事業者に限る。)

機械装置等購入費	機器・設備類(乗車定員11人以上の自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、及びパソコン(タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器を含む。以下同じ。))を含む。)の購入、製作又は改良の費用(ただし、パソコンは新規購入に限る。)
----------	---